

自動販売機設置事業者募集要項（入札説明書）

鹿角警察署では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を締結し、誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

2 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機の設置場所貸付
- (2) 貸付場所及び面積

所在地	貸付箇所	台数 物件番号	貸付面積	位置図
鹿角市花輪字向畑100	庁舎1階ロビー	1台 鹿角－①	1.53㎡	別紙「自動販売機位置図」 のとおり
		1台 鹿角－②	1.53㎡	
		1台 鹿角－③	1.53㎡	
	庁舎3階道場前	1台 鹿角－④	1.15㎡	

※ 貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

(4) 貸付条件等

別添「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」による。

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月25日（水）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

なお、郵送等で申込む場合も上記期間までに必着とする。

(2) 提出場所

鹿角市花輪字向畑100

鹿角警察署 会計課

電話：0186-23-3321

(3) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		○
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3箇月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要な提出書類を郵送、メール又は持参によるものとする。

4 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月12日（木）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出方法

3(2)に掲げる場所へメールやFAX等で提出すること。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年2月16日（月）までに鹿角警察署ホームページに掲載します。

5 入札参加資格の確認等

上記3(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月27日(金)までに、申請者へ結果をFAX等により連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月3日(火) 午後2時00分から随時

(2) 場所

鹿角市花輪字向畑100 鹿角警察署 1階 会計課

7 入札書等の提出等

(1) 入札書の様式

別添入札書の様式とする。

(2) 入札の方法

ア 入札書は、入札者又は代理人が6(2)に掲げる場所に持参又は郵便等により提出すること。

イ 入札書は、「鹿角警察署長 木川達也」宛てとする封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」、「契約名」及び「物件番号」を記載のうえ提出すること。入札は2回まで実施する場合があるため、入札書は2通まで提出できる。その際、2回目の入札書には「再入札書」と明示すること。なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

ウ 代理人が提出する場合は、別添の委任状を入札書と併せて提出すること。

(3) 入札書の提出期限

開札日時までに6(2)に到着すること。

(4) 郵便による入札

郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて封かんの上、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒には、入札書在中である旨を記載すること。

なお、6(2)に掲げる場所に簡易書留により、開札日時までに到着すること。

8 開札の方法等

(1) 開札は、当該入札執行事務に関係のない鹿角警察署員を立ち合わせて行う。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない鹿角警察署員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(4) 再入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札書に記載する金額

ア 契約期間の総額に記載すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止める場合がある。

9 無効の入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上入札（代理の場合も含む）
- (3) 委任状を提出しない代理人の入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- (6) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- (7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (8) 入札参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

10 落札者の決定方法

- (1) 鹿角警察署長が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない鹿角警察署員にくじを引かせるものとします。

11 契約

- (1) 別添具有財産賃貸借契約書（案）のとおりとする。
- (2) 落札者決定後、5日以内に、落札した者と具有財産賃貸借契約を締結し、契約は設置区画毎に契約書を作成することとする。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 協定締結

落札者決定後、速やかに、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に

係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売上げの5%以上とする。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知すること。

13 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は返却しない。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 入札参加申込書等を作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、事業者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該事業者と契約を締結しないことができる。
- (5) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによる。
- (6) 申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消及び県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。

14 問い合わせ先

郵便番号018-5201

鹿角市花輪字向畑100

鹿角警察署 会計課

TEL：0186-23-3321

FAX：0186-23-3321

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

所在地	貸付箇所	台数 物件番号	貸付面積	位置図
鹿角市花輪字向畑100	庁舎1階ロビー	1台 鹿角-①	1.53m ²	別紙「自動販売機位置図」 のと おり
		1台 鹿角-②	1.53m ²	
		1台 鹿角-③	1.53m ²	
	庁舎3階道場前	1台 鹿角-④	1.15m ²	

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

3 設置する自動販売機（飲料）の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

別紙「自動販売機位置図」のとおり

イ デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」又は「販売傾向」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など、現に消費電力量の低減に資する技術等を導入している機種とする。

イ ノンフロン

ノンフロンを冷媒（二酸化炭素又は炭化水素）として採用したノンフロンタイプの機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

効果選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で別紙「自動販売機位置図」に示された場所に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障等の連絡時には即時対応する。

(6) 社会貢献への取り組み

災害対応 施設の特徴に応じて、災害、緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、AED（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

(7) 協定等

落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと売上げ収益の一部犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこと。更に当該機器において、その旨をステッカー等で

周知すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く飲料とする。飲料と併せて飲料以外のものを販売しようとするときは協議の上、行うことができるものとする。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以上の値段で販売しないこととし、各希望販売価格は標準価格よりも10円低い価格とする。

5 貸付料

最高落札価格とする。

6 利用者数

庁舎の1日当たりの利用者数は、70人程度である。

7 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、鹿角警察署長が別に定める算出方法により計算した額とする。

8 売上手数料

徴収しない。

9 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては鹿角警察署長の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して鹿角警察署長の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

鹿角警察署長の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

(1) 鹿角警察署長の責に帰することが明らかな場合を除き、鹿角警察署長はその責を負わない。

- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。